- 4 安全で安心してくらせる生活環境の実現 4-1 大気・水・土壌環境の保全と地下水の適正管理
- 01 大気汚染防止対策事業

施策

1事業の目的

大気汚染を防止し、大気環境の浄化対策を進め、県民の健康保持及び生活環境の保全を図る。

2 事業の内容

大気汚染防止法の規定に基づき、工場・事業場から排出されるばい煙の検査及び環境中の大気汚染物質の常時監視等を行う。

3 事業の現状及び課題

(1)ばい煙調査事業

大気汚染防止法に基づき、ばい煙発生施設及び揮発性有機化合物(VOC)排出施設等への立入検査を実施するとともに、その排出ガスを採取・測定し、排出基準の適否を確認・指導。

(2)大気汚染物質調査事業

大気汚染防止法に基づき、大気測定局において、二酸化硫黄、一酸化炭素、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質、光化学オキシダント等について連続測定を実施。

〇測定局:鳥取保健所、栄町交差点、倉吉保健所、米子保健所、米子市役所前、境港市誠道町

(3)有害大気汚染物質モニタリング事業

大気汚染防止法に基づき、健康リスクがある程度高いとされる「優先取組物質」のうち21物質について環境中の濃度を調査。

- ○調査地点:鳥取保健所、栄町交差点、倉吉保健所、米子保健所、米子市役所前
- 〇調查頻度:月1回(24時間連続採取)

実績

(1) ばい煙調査事業

平成26年度末における大気汚染防止法に基づく届出施設は、ばい煙発生施設1,083施設、 揮発性有機化合物排出施設4施設、一般粉じん発生施設276施設であった。

これらの届出施設について、廃棄物焼却炉を中心に延べ 135施設に立入りするとともに、 下表のとおり排出ガスの調査を行った。

表 煙道中排ガス測定(行政検査)状況

	いおき	o酸化	ばい	じん	塩化	水素	窒素	酸化	合	計
	測定 件数	違反 件数								
ばい煙発 生施設	5	0	12	1	7	0	5	0	29	0

(2)大気汚染物質調査事業

平成26年度の環境基準の達成状況は下表のとおりであり、二酸化硫黄、一酸化炭素、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質については、すべての地点で環境基準を達成した。光化学オキシダントについては、全国的に環境基準の達成率が低い状況にあり、本県においても前年度

に引き続き、すべての地点で環境基準を達成しなかった。非メタン炭化水素については、指針値以下であった。微小粒子状物質については、倉吉保健所及び米子保健所で長期的評価は達成したが短期的評価は達成しなかった。また、鳥取保健所は、長期的評価及び短期的評価ともに環境基準を達成しなかった。

表 環境基準の達成状況

	所在地	二酸化硫 黄	一酸化炭 素	浮遊粒子 状物質	二酸化窒 素物	光化学オ キシダント	微小粒子 状物質
鳥取保健所(一般 局)	鳥取市 江津730	0	0	0	0	×	×
局)	米子市 東福原 1-1-45	0	1	0	0	×	Δ
倉吉保健所(一般 局)	倉吉市 東巌城町2	0	1	0	0	×	Δ
境港市誠道町	境港市誠 道町225-1	_	_	0	_	_	0
栄町交差点(自排 局)	米子市 加茂町 1-1鳥取市 栄町502	_	0	0	0	Ι	_
米子市役所前(自排局)	米子市 加茂町1-1	_	0	0	0	_	

⁽備考) ○:達成 ×:非達成 △:長期的評価では達成したが、短期的評価で非達成 一:未測定又は 未評価

(3)有害大気汚染物質モニタリング事業

調査を行った全ての物質で環境基準値又は指針値を下回る結果となった。

連絡先

生活環境部 水・大気環境課 大気担当 電話0857-26-7206

参考URL

鳥取県水・大気環境課のwebサイトより 「大気汚染防止」

- 4 安全で安心してくらせる生活環境の実現
- 4-1 大気・水・土壌環境の保全と地下水の適正管理
- 02 石綿飛散防止対策事業

施策

1事業の目的

石綿(アスベスト)を使用した建築物の解体等工事、建築物への立入検査及び指導等を 行い、石綿による県民への健康被害を未然に防止する。

2 事業の内容

大気汚染防止法及び鳥取県石綿健康被害防止条例の規定に基づき、解体等工事を 規制・指導する。

- (1)平成17年6月、株式会社クボタが石綿による従業員の労働災害を公表し、その後、工場周辺の住民被害が明らかになる等、石綿による健康被害が大きな社会問題となった。
- (2)石綿は、日本国内で約1,000万t使用され、その大部分は建築材料に使用されており、 耐用年数を迎えた建築物の解体等が、今後増加すると予想されている。
- (3)国では、大気汚染防止法等関係法令の改正及び「石綿被害救済法」の制定等が行われた。
- (4)鳥取県では、石綿含有材料を使用した建築物の管理及び解体等工事による県民への健康被害の防止を図るため、平成17年10月に「鳥取県石綿による健康被害を防止するための緊急措置に関する条例(現在の鳥取県石綿健康被害防止条例)」を制定した。また、平成20年3月及び平成24年10月に同条例を改正し、不適正な解体工事に対する規制を強化している。

3 事業の現状及び課題

(1)建築物の適正な解体等

石綿の除去等を伴う建築物の解体等工事への立入検査を行い、作業基準の遵守 等を指導。

(2)建築物における石綿の適正管理

吹付け石綿が使用されている多数の者が利用する建築物への立入検査を行い、 適正な管理を指導。

(3)環境中濃度の調査

環境大気中における石綿粉じんの飛散状況の実態を把握するため、調査を行う。

実績

(1)建築物及び解体等工事に対する指導

石綿が使用されている建築物及び解体等工事現場に立ち入りし、建築物における石綿の適正管理、 解体等工事における石綿の飛散防止措置の徹底等を指導した。

(2)環境中濃度の調査

一般環境中における石綿粉じんの飛散状況を把握するため、県内3地点において、アスベストモニタリングマニュアル第4.0版(平成22年 環境省 水・大気環境局 大気環境課)に基づき調査を実施した**1

調査の結果、総繊維数濃度1本/Lを超えた地点が1箇所あったが、電子顕微鏡で石綿の同定を行った結果、石綿は含まれていなかった。また、全ての地点において、大気汚染防止法に定める石綿製品等製造工場の敷地境界における濃度基準(10本/L)を大幅に下回るものであった。

※1 石綿以外のものを含む繊維数を位相差顕微鏡で計数し、総繊維数濃度が1本/Lを超過した場合は、電子顕微鏡で石綿を同定する方法

【調査地点】

鳥取市、倉吉市及び米子市内各1地点 計3地点

調査地点	調査期間 *1	繊維数濃度	*2,3,4
	1		

名称	所在地		(本/L)
鳥取保健所	鳥取市江津	平成26年6月18~19日	0.37
		平成26年9月29日~10月1日	0.66
		平成26年12月24~26日	0.41
		平成27年3月16~18日	0.81
倉吉保健所	倉吉市東巌城町	平成26年6月18~19日	0.42
		平成26年9月29日~10月1日	0.32
		平成26年12月24~26日	0.19
		平成27年3月16~18日	0.75
米子保健所	米子市東福原	平成26年6月18~19日	0.65
		平成26年9月29日~10月1日	0.35
		平成26年12月24~26日	0.70
		平成27年3月16~18日	0.50

- *1 当該期間中に1日あたり4時間大気を捕集したものを1サンプルとし、原則3日連続で捕集(一連の測定で3サンプル)
- *2 位相差顕微鏡または電子顕微鏡で長さ5 μ m以上、幅3 μ m以下、アスペクト比(長さ/幅)が3以上のものを繊維状物質として計数
- *3 一連の測定(3日間)の幾何平均値
- *4 一連の測定(3日間)のうち、位相差顕微鏡で1本/Lを超えたサンプルは電子顕微鏡およびエネルギー分散型X線分析装置によるアスベスト繊維の確認を実施。

連絡先

生活環境部水・大気環境課 大気担当 電話0857-26-7206

参考URL

。 鳥取県水・大気環境課のwebサイトより 「アスベスト対策」

- 4 安全で安心してくらせる生活環境の実現 4-1 大気・水・土壌環境の保全と地下水の適正管理
- 03 越境大気汚染(光化学オキシダント)の植物への影響に関する基礎的調 杳研究

施策

1事業の目的

近年、光化学オキシダント(以下「Ox」という)の濃度が上昇傾向にあり、その主な原因は大陸等からの越境汚染が影響していると考えられている。県内のOx濃度は既に植物に影響を及ぼすレベルにあると考えられることから、県内植物への影響の実態を最新の手法(遺伝子調査)により解明するとともに、濃度上昇した場合の影響を予測し、被害防止のための基礎データとす る。

2 事業の内容

(1)実態把握(フィールド調査) 指標植物観察、可視被害状況調査、県内濃度実態調査

<アサガオのオキシダント被害>





(2)生育実験 光化学オキシダントの主成分であるオゾンを除去した区画(浄化区)と、通常大気下(非浄化区)での農作物の生育阻害状況調査

(3)被害植物の遺伝子発現試験 Ox被害の可能性について、遺伝子発現試験により被害を確認

3 事業の現状及び課題

〇近年、Ox濃度が上昇傾向にあり、注意報発令基準に近いレベルで推移している。

〇県内では、健康被害は問題となっていないものの、植物に対しては、クリティカルレベル(ヨーロッパで用いられる影響の指標)を大幅に超過しており、既に影響が出ているおそれがある。

OOxの濃度上昇は、大陸からの越境汚染が影響していると推察されているが、東アジア諸国の経済の発展状況から、越境汚染は今後も継続又は悪化することが予想される。

〇植物は、人の食料として利用されているとともに、自然界においても生態系の土台を支える重要な役割を担っており、農作物や自然生態系を保全するためには、実態把握や将来の影響予測等が必要。

実績

(1)実態把握(フィールド調査)

- ・昨年度に引き続き、県内数地点でフィールド調査を実施し、農作物、指標植物への光化学オキシダントに起因する可視被害の発現状況を調査した。
- ・農作物には、可視被害の発現は認められなかったが、指標植物であるアサガオには、可視被害の発現が複数地点で確認された。

(2)生育実験

・秋期に、光化学オキシダントの主成分であるオゾンを除去した区画(浄化区)と、通常大気下(非浄化区)でホウレンソウ、コマツナを栽培し、光化学オキシダントに起因する生育阻害状況を調査した。 ・浄化区の農作物のほうが非浄化区と比較し、生育状況がよかったことから、光化学オキシダント濃度に起因する生育阻害が生じている可能性が示唆された。

連絡先

衛生環境研修所 大気・地球環境室 電話:0858-35-5414

参考URL

- 4 安全で安心してくらせる生活環境の実現 4-1 大気・水・土壌環境の保全と地下水の適正管理
- 04 鳥取県におけるPM2.5の実態把握に関する調査研究

施策

1 事業の目的

PM2.5による健康影響が懸念されていることから、PM2.5に含まれる成分の実態と健康響懸念物質等に関する調査を実施し、県民の健康被害予防に資する。

2 事業の内容

PM2. 5に含まれる成分の濃度把握を行うため、次のことを調査する。

- (1)化学成分(金属、イオン)
 - ・硫酸塩、硝酸塩、ニッケル、ひ素 等
- (2)喘息悪化要因物質
 - ・エンドトキシン 等

3 事業の現状及び課題

喘息等の誘発には免疫毒性の関与が考えら、黄砂飛来期間に当所で採取した降下粉じんと黄砂発生源の砂の免疫毒性について評価した結果、当所で採取した黄砂粉じんの方が免疫毒性作用が強いことが分かった。

しかしこれまでの調査では粗大粒子も含めた影響調査であったため、今後は、大気粉じんをサイズ別に分けて採取し、より肺の奥深くまで入りやすい微小粒子を中心に調査する必要がある。

実績

鳥取県においてPM2.5の大気中濃度が、環境基準以上となった日に採取したサンプルの成分分析を行い、成分組成及び含有成分比を調べたところ、県外からの移流の影響を受け大気中濃度が上昇していることが示唆された。

連絡先

衛生環境研修所 大気・地球環境室 電話:0858-35-5414

参考URL

- 4 安全で安心してくらせる生活環境の実現 4-1 大気・水・土壌環境の保全と地下水の適正管理
- 05 騒音・振動・悪臭防止対策事業

施策

1事業の目的

県民の生活環境の保全、快適環境の確保を図るため、騒音規制法等に基づき、常時監視を実施するとともに、各規制地域・規制基準の見直し、環境基準の類型指定の検討を行う。

2 事業の内容

騒音規制法、振動規制法、悪臭防止法及び鳥取県公害防止条例の規定に基づき、市町村の事務の支援を行うとともに、自動車騒音及び航空機騒音等の調査を行う。

3 事業の現状及び課題

(1)騒音防止対策

騒音規制法及び鳥取県公害防止条例の施行に関し、市町村を支援する。

(2)自動車騒音常時監視

県内(市の区域を除く)の自動車騒音の状況を調査する。(8地点)

- (3)航空機騒音調査
 - ・鳥取空港周辺調査(3地点:2回/年)
 - •美保飛行場周辺調査(3地点:4回/年、1地点:通年)
- (4)振動防止対策

振動規制法の事務に関し、市町村を支援する。

(5)悪臭防止対策

悪臭防止法の事務に関し、市町村を支援する。

実績

騒音の防止、良好な生活環境の維持に資するため、自動車騒音及び航空機騒音の調査を実施した。

(参考)平成27年3月31日現在の地域指定状況

(※市部については、各市長が地域指定を実施)

騒音規制地域:1町1村(八頭町及び日吉津村) 振動規制地域:1町1村(八頭町及び日吉津村)

悪臭規制地域:10町1村(若桜町、日野町、日南町及び江府町以外の市町村)

連絡先

生活環境部水・大気環境課 大気担当 電話0857-26-7206

参考URL

鳥取県水・大気環境課のwebサイトより 「騒音・振動・悪臭の防止」

- 4 安全で安心してくらせる生活環境の実現 4-1 大気・水・土壌環境の保全と地下水の適正管理
- 06 水質汚濁防止対策事業

施策

1 事業の目的

工場及び事業場からの排出水の公共用水域への排出及び地下に浸透する水の浸透を規制すること等によって、公共用水域及び地下水の水質の汚濁の防止を図り、県民の健康を保護するとともに生活環境の保全を図る。

2 事業の内容

(1)特定事業場の立入調査

水質汚濁防止法に基づき、特定事業場への立入検査を実施するとともに、その排出水を採取・測定し、排出基準の遵守を確認・指導。

(2)公共用水域等水質調査

水質汚濁防止法に基づき、県内の公共用水域における生活環境項目、健康項目等の水質検査を実施し、公表。

3 事業の現状及び課題

平成24年6月1日付け改正水濁法の施行に伴い、地下浸透による水質汚染防止のための基準が制定された。猶予期間が平成27年5月末までとなっており、事業者に対して施設基準・管理 基準の指導を行っているところ。

実績

平成26年度実績

水質汚濁防止法に基づき、特定事業場に対する立入検査、排出水の調査及び改善指導を行った。

立入検査状況(水質汚濁防止法適用事業場)

立入検査事業場延件数	排水調査事業場延件数	違反事業場件数	改善指導延件数	改善命令件数
185	120	14	6	0

連絡先

生活環境部 水・大気環境課 水環境保全室 電話0857-26-7197

参考URL

鳥取県水・大気環境課のwebサイトより「水・大気環境課」

- 4 安全で安心してくらせる生活環境の実現 4-1 大気・水・土壌環境の保全と地下水の適正管理
- 07 天神川流域下水道事業

施策

1 事業の目的

下水道の整備を図り、都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、あわせて公 共用水域の水質の保全に資することを目的とする。

2 事業の内容

- 〇送風機棟ほか外壁改修工事
- 〇水処理棟ほか外壁改修工事
- 〇水処理脱臭設備改築工事実施設計業務委託
- 〇幹線管渠更生工事
- 〇幹線管渠長寿命化計画策定業務委託
- 〇倉吉幹線水管橋管渠調査業務委託

3 事業の現状及び課題

- (1)昭和40年代前半に東郷池の水質汚濁が著しく進行したことから、将来の水産資 源や観光資源などを考え、行政区域にとらわれないで効果的に整備できる「天神川流 域下水道」として、昭和46年度から調査を開始、昭和48年度から事業を行い、昭和5 9年1月20日供用を開始した。
- (2)汚水処理を行う天神浄化センターの現処理能力は、3.2万立方メートル/日となっ ており、平成14年度末で水処理設備の整備を完了している。

また、関連市町が整備する管渠からつながる流域幹線管渠(県管理)は、平成9年度 に全線(延長28.6キロメートル)完了している。

(3)人口減少等の社会情勢の変化に伴う施設規模の見直しや、多くの施設で老朽化 に伴う改築更新時期を迎えており、より適正に事業を実施していく必要がある。

実績

- ○電気設備工事その26(中央監視制御設備) 一式(H25~H26)
- ○電気設備工事その26(中央監視制御設備)工事監理 一式(H25~H26) 天神浄化センターの中央監視制御設備の更新とその工事監理を行った。
- 一式(H25~H26) 一式(H25~H26) 〇汚泥処理設備工事その11(機械濃縮機)
- ○汚泥処理設備工事その11(機械濃縮機)工事監理 天神浄化センターの機械濃縮機2台(遠心濃縮機→ベルト濃縮機)の更新とその工事監理を 行った。
- ○電気設備工事その27(機械濃縮機) -式(H25~H26) ○電気設備工事その27(機械濃縮機)工事監理 一式(H25~H26)
 - 天神浄化センターの機械濃縮機の更新に伴う電気設備の更新とその工事監理を行った。

一式

- 〇水処理施設改築工事(屋上防水) 水処理棟の屋上防水工事を行った。
- 〇水処理施設(3池目)調査設計業務委託 ーポ 水処理施設(最初沈殿池3池目)の老朽化調査を行った。
- 〇幹線管渠更生工事(1工区)(2工区) 一式 老朽化した幹線管渠の改築を行った。
- 〇天神川流域下水道事業「現地調査及び設計業務委託」 -式 幹線管渠(中江幹線・東郷羽合幹線・倉吉幹線)の老朽化調査及び改築詳細設計を行った。

〇天神川流域下水道流量計遠方監視システム整備委託 一式 幹線管渠に23箇所設置された流量計の遠方監視システムの整備を行った。

連絡先

生活環境部 水・大気環境課 上下水道担当 電話0857-26-7402

参考URL

鳥取県水・大気環境課のwebサイトより 「下水道整備」

- 4 安全で安心してくらせる生活環境の実現
- 4-1 大気・水・土壌環境の保全と地下水の適正管理
- 08 浄化槽の設置推進

施策

1 事業の目的

公共用水域等及び生活環境の保全を図るため、浄化槽の設置推進及び維持管理の 徹底を図る。

2 事業の内容

- (1)市町村への財政的支援による浄化槽の整備の推進
- 浄化槽の設置者に対して設置費用の一部を補助している市町村に対し、その費用 の一部を補助する。(市町村が補助する額の1/2)
- ・市町村が自ら設置を行う事業に要する経費を基金として造成する市町村に対し、その費用の一部を補助する。(設置費の5%)
- (2)浄化槽の適正管理の指導
 - ・浄化槽管理者への適正管理(保守点検・清掃・定期検査)の啓発
 - 指導事務の市町村への権限移譲の推進

3 事業の現状及び課題

- (1)鳥取県の生活排水処理施設の整備状況は91.0%(平成24年度末現在)であ り、100%を目標に各市町村等が整備を進めている。家屋間距離が大きい山間部な どにおいては、経済的に有利となる浄化槽の整備が必要。
- (2)浄化槽が機能を発揮するためには、適正な維持管理が必要であるが、県内の保 守点検の実施率が79.2%(平成24年度実績)と低迷しており、適正管理指導事務を 市町村へ移譲するなど指導監督体制の見直しを図っていく必要がある。

実績

平成26年度実績

- 1 浄化槽の整備の推進
- 浄化槽の設置を推進するため、次のとおり市町村への財政的支援を行った。
- (1)個人設置型
 - 8. 364千円(9市町:52基分)
- (2)市町村設置型

35千円(1町:1基分)

- 2 浄化槽の適正管理の指導
- (1)維持管理実施率

平成25年度末の浄化槽法に基づく保守点検等の実施率は次のとおりであった。

- ア 保守点検・・・・・・76.0% イ 清掃・・・・・・50.5% ウ 定期検査・・・・・45.5%
- (2)管理者への指導

法定検査結果や苦情等により、浄化槽管理者等に対して助言・指導を行った。

浄化槽の指導事務について、平成22年度から平成24年度までに12市町に対して権限移譲を行っ た。

連絡先

生活環境部 水・大気環境課 上下水道担当 電話0857-26-7402

参考URL 鳥取県水・大気環境課のwebサイトより 「浄化槽とは」

http://www.pref.tottori.lg.jp/joukasou

- 4 安全で安心してくらせる生活環境の実現 4-1 大気・水・土壌環境の保全と地下水の適正管理
- 09 環境と調和のとれた畜産排水処理技術の改善と指導マニュアルの作成

施策

1事業の目的

畜産経営から排出される汚水が排水基準を満たすような処理の適正化を図るため、既設浄化槽の改造や技術導入による現地実証試験を実施し適正運転を推進する。また、指導者向けに現場での測定項目や簡易分析方法の検討を行い、現場測定マニュアルを作成する。

2 事業の内容

項目	内容
(1)硝酸性窒素等の排出基準引下げに対応し	窒素除去に有効である間欠曝気法や循環式硝 化脱窒法などのコストや地球温暖化ガス発生 量等の比較を行い、窒素除去率の向上を目指 す。
全化。技術導入コストや維持コストの低減。	既設浄化槽の性能調査と散気管の形状、固液 分離方法や汚泥量など浄化処理方法について 検討を行い、浄化槽の改良や設計に必要な規 模計算に利用する。
方法の検討(平成26~29年度)	指導者(環境アドバイザー)向けに現場での測 定項目や簡易分析方法の検討を行い、「現場 測定マニュアル」を作成する。また、改造事例 集や新技術の導入事例集を作成する。

3 事業の現状及び課題

- (1)畜産農家から排出される汚水は、家畜尿以外に畜舎から排出される洗浄水や搾乳施設からの排水があるが、これらの汚水には窒素やリンが多く含まれるため、地下水や河川へ流出した場合は水質汚濁の原因となる。そのため、水質汚濁防止法により、一定規模以上の畜産事業所から排出される汚水については、所定の水質を満たすよう処理を行うことが義務付けられている。
- (2)水質汚濁防止法の硝酸態窒素等の排出基準(一般基準100mg/L)が平成25年7月より改正 (暫定基準700mg/L)となり、3年後に再度見直しされる予定である。このため、畜産農家は 硝酸性窒素等の浄化処理技術の導入が必要である。
- (3) 県内に普及した中古FRPサイロを利用した簡易曝気処理や人間用合併浄化槽は設置から約10年が経過し、設計時より飼養頭数や搾乳頭数が増加して浄化槽の処理規模が不足している。また、独自の設置や人間用を利用しているためメンテナンスの委託ができず、管理方法が未整備である。

実績

1 取組

- (1) 既設浄化槽の性能調査は酪農家14戸、養豚農家3戸の実態調査を実施。
- (2) 散気管試験は酸素溶解率の高いメンブレン式散気管と既存の散気管との比較試験を行い、性能比較を実施。
- (3) 固液分離及び汚泥量による浄化比較試験については、汚泥から水分を取り除く「おがくずろ床」のろ床資材検討のため、籾殻及び籾殻燻炭との比較を実施。 2 成果

改善が必要な農家は7戸であり、うち5戸で関係機関と連携して改善に取り組んだ。その際の改善目安として簡易測定を用いた現場測定を導入し、効果的に取り組むことができた。散気管試験ではメンブレン式散気管は省エネルギーで硝化が促進されることが判明した。おがくずろ床についてはろ過速度は籾殻に代替しても大差なく、籾殻燻炭を用いることにより、ろ液の色度が低減した。

連絡先

農林水産部 中小家畜試験場 電話0859-66-4121

参考URL

- 4 安全で安心してくらせる生活環境の実現 4-1 大気・水・土壌環境の保全と地下水の適正管理
- 10 農業集落排水事業

施策

1 事業の目的

農業用水の水質保全と農村の生活環境改善を図り、併せて公共用水域の水質保全に 寄与することを目的とする。

2 事業の内容

- (1)汚水処理施設の整備
- (2)管路施設の整備 など

3 事業の現状及び課題

- (1)農業集落排水施設は、農村総合整備事業や農業集落排水事業などにより、昭和57年度に湯梨浜町、日吉津村で着手し、平成26年度までに18市町村で実施。 (2)農業集落破水施設整備率は平成26年7月に100.0%を達成。
- (3)しかしながら、今後、供用開始20年以上を迎える地区が大幅に増加することか ら、効率的な改築・更新が必要

実績

本県の汚水処理人口普及状況は、平成26年度末で91.4%となっており、このうち農業 集落排水施設については平成26年7月にて普及率100.0%となっている。

平成26年度は、既設農業集落排水施設について改築工事等を実施(2地区)した。

連絡先

生活環境部 水・大気環境課 上下水道担当 電話0857-26-7401

参考URL

鳥取県水・大気環境課のwebサイトより 「集落排水」

- 4 安全で安心してくらせる生活環境の実現 4-1 大気・水・土壌環境の保全と地下水の適正管理
- 11 ホウ素の排水処理技術の開発

施策

1事業の目的

従来の処理技術では排水からの除去が困難であったホウ素について、簡便かつ効率的な排水処理技術の開発を行う。

2 事業の内容

排水中のホウ素について、新規の排水処理及び回収技術の開発を行う。

- (1) 新規のホウ素吸着剤の開発及び吸着特性の分析
- (2)溶媒抽出法の検討及び逆抽出特性の分析
- (3)ホウ素を含有する実排水へ適用と処理特性の評価

3 事業の現状及び課題

これまでに、微生物又は化学物質によるホウ素の吸着剤の探索を行うとともに、見出された吸着剤の吸着特性の分析を行った。さらに吸着能の向上を図るため、吸着剤の合成方法の検討、高濃度の廃液に対応するための新たな手法の検討が必要である。

実績

下水汚泥焼却灰を原料としてホウ素吸着剤を合成した。また、溶媒抽出法を用いて、還元分相法の酸処理で発生する抽出液からホウ素の回収試験を実施した。

連絡先

生活環境部 衛生環境研究所 リサイクルチーム 電話:0858-35-5416

参考URL

鳥取県衛生環境研究所webサイト: http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=3565

- 4 安全で安心してくらせる生活環境の実現 4-1 大気・水・土壌環境の保全と地下水の適正管理
- 12 旧岩美鉱山・旧太宝鉱山鉱害防止事業

施策

1 事業の目的

旧岩美鉱山、旧太宝鉱山の抗廃水処理等を実施し、鉱害を防止する。

2事業の内容

- (1)旧岩美鉱山の抗廃水(銅、鉄等を含む酸性水)の中和処理及び処理施設の維持管理に必要な事業を行う。
- (2) 旧太宝鉱山の抗廃水処理を行う機関に対し補助を行う。

3 事業の現状及び課題

坑廃水処理後に発生する脱水殿物について、リサイクルの推進を図ることで、安定的な処理を進める必要がある。

実績

〇旧岩美鉱山については、岩美町へ坑廃水処理を委託し、町は岩美町鉱害防止協会 へ再委託し、旧鉱山から出水する坑廃水の処理を行った。

〇旧太宝鉱山は、公益財団法人資源環境センターに対して坑廃水処理施設の運営管理に要する経費の一部を助成した。

連絡先

生活環境部 水・大気環境課 上下水道担当 電話0857-26-7401

参考URL

水・大気環境課のwebサイトから 「水・大気環境課」

- 4 安全で安心してくらせる生活環境の実現 4-1 大気・水・土壌環境の保全と地下水の適正管理
- 13 企業立地事業環境整備補助金

施策

1事業の目的

大規模投資における県内工業団地への企業立地促進、工業用水の利用促進を図るとともに 工場排水に伴う周辺環境や農林水産業への影響を防止するため、県内の工業団地において新 増設を行う企業に対し、排水処理施設の整備に係る経費の一部を補助する。

2 事業の内容

(適用対象)

企業立地等事業助成条例における補助基準を満たすとともに以下のいずれかの条件を満た した企業で、排水処理施設の整備に1億円以上の投資を行う企業

く要件>

- (1)県営工業団地において企業立地事業を行う者
- (2)県営工業用水道から1,000立方メートル/日以上給水を受ける契約をしている者
- (3)100人以上の新規常時雇用労働者の増加が見込まれる事業を行う者
- (4)次の要件のいずれも満たす事業を行う者 ア 投下固定資産額が20億円以上であること イ 新規常時雇用労働者が30人以上であること

(補助額)

排水処理施設の整備に要する経費の2分の1(限度額5億円)

3 事業の現状及び課題

県営工業団地等への誘致折衝案件においては、団地内における排水処理施設の整備が十分でないことから、自家処理での設備コストが立地する上での大きな隘路となっており、平成21年度に本制度を創設した。

これまで企業のニーズに応じて制度の見直しを進めてきており、平成24年度に大幅な制度 改正を行った。今後対象となる立地案件も増加すると考えられ、本制度が企業の大規模投資、 県外企業の誘致、雇用の拡大に繋がると期待している。

実績

排水対策事業補助金 1件 69,425千円

連絡先

商工労働部 立地戦略課 電話0857-26-7220

参考URL

- 4 安全で安心してくらせる生活環境の実現
- 4-1 大気・水・土壌環境の保全と地下水の適正管理
- 14 酸性雨調查事業

施策

1 事業の目的

酸性雨は、土壌や湖沼の酸性化を引き起こし、森林の衰退や水生生物の死滅等を 引き起こすなど地球的規模で問題となっているため、県内の酸性雨の実態を把握し、 被害の未然防止に資する。

2 事業の内容

- (1)東アジア地域の経済発展に伴い、広域的な酸性雨の被害が懸念されている。
- (2)県内でも降雨の酸性化が見られるが、明確な被害は確認されていない。

3 事業の現状及び課題

(1)酸性雨モニタリング

県内の酸性雨の実態を把握するため、湿性沈着、乾性沈着について調査を実施。

・調査地点: 氷ノ山(若桜町)、衛生環境研究所(湯梨浜町) (2)酸性雨長期モニタリング(土壌・植生)調査 長期的な観点から、酸性雨沈着が土壌・植生へ与える影響を把握するためのモニタ リング調査を実施。(環境省委託事業)

- •調査地点:大山地内
- ・平成26年度調査内容:植生調査(毎年実施)、土壌調査(5年に1度実施(次回調 査:平成30年度))

実績

(1)酸性雨モニタリング

県内の酸性雨の実態を把握するため、湿性沈着、乾性沈着について調査を実施。

- ・調査地点:氷ノ山(若桜町)、衛生環境研究所(湯梨浜町)
- (2)酸性雨長期モニタリング(土壌・植生)調査

長期的な観点から、酸性雨沈着が土壌・植生へ与える影響を把握するためのモニタリング 調査を実施。(環境省委託事業)

- •調査地点∶大山地内
- ・平成26年度調査内容:植生調査(毎年実施)、土壌調査(5年に1度実施(次回調査:平 成30年度))

連絡先

生活環境部 水・大気環境課 大気担当 電話0857-26-7206

参考URL

鳥取県水・大気環境課のwebサイトより

「水・大気環境課」

- 4 安全で安心してくらせる生活環境の実現 4-1 大気・水・土壌環境の保全と地下水の適正管理
- 15 とっとりの豊かで良質な地下水の保全及び持続的な利用事業

施策

1事業の目的

とっとりの豊かで良質な地下水の保全及び持続的な利用に関する条例が、平成25年4月から施行された。条例の制定趣旨を広く県民等へ周知するとともに、県、事業者、県民の責務が果たされるよう関連事業を積極的に推進する。

2 事業の内容

(1)県民運動的な取り組み

涵養と利用を巡る地下水シンポジウムや、地下水・名水ツーリズムの開催や、とっとり(因伯)の名水を追加選定するなどの拡充を図り、とっとりの育む水環境の保全の大切さや条例の趣旨を広く周知する。

(2)地下水利用協議会の事業への支援

地下水採取事業者により構成される協議会が行う地下水位モニタリングに対して、支援を行う。

(3)地下水研究プロジェクトの推進

地下水の賦存量、流動等の解明等を行い、持続的な利用に向けた研究を流域別に推進する。

3 事業の現状及び課題

<鳥取平野>

- 〇鳥取平野には、少なくとも3層の地下水が存在する。そのうち1層の不圧地下水は、長期的に水位変動がなく、良好な状況である。一方、2層ある被圧地下水は、平均海水面の高さ以上にまで水位が回復している状況であり、現状では枯渇のおそれはない。
- 〇鳥取平野の地盤沈下は沈静化しているが、平野の北東部で被圧地下水の塩水化が観測されている。これは、深部地下水の影響であると考えられるが、現在、塩分濃度の上昇は収まっている。
- 〇持続可能な地下水の利用に向けて、地下水利用の現状を把握し、塩水化の推移について監視していく必要がある。

<大山南西麓>

- 〇大山南西麓の表層は、火山性堆積物で覆われ、浸透性が高い。このため、雨や雪などの降水量の10~20パーセントが深層地下水に供給されている。
- 〇年間降水量を2,300ミリメートルとすると概算で深層地下水の全量は、4,400万立方メートルあると推測され、豊富な水量がある。
- 〇持続可能な地下水の利用に向けて、地下水利用の現状を把握する必要があり、また、灌漑用水の実態や河川流量を含めて常時監視していく必要がある。

<鳥取県西部の地下水流動解析>

〇条例に基づき平成25年5月に鳥取県地下水研究プロジェクトを設立。 鳥取県西部の地下水流動解析に向けて、データの収集と解析を実施中である。

実績

平成26年度実績

- ・地下水利用協議会と協力して、水循環・地下水フォーラム、名水ツーリズムを開催した。
- ・鳥取県地下水研究プロジェクトを開催し、西部地域地下水流動解析(シミュレーション)を進めた。

連絡先

生活環境部水・大気環境課 水環境保全室 電話0857-26-7197

参考URL

- 4 安全で安心してくらせる生活環境の実現 4-1 大気・水・土壌環境の保全と地下水の適正管理
- 16 土壤污染防止対策事業

施策

1事業の目的

特定有害物質による土壌汚染の状況を把握するための措置等を行い、土壌汚染対策 を図ることにより、県民の健康を保護する。

2 事業の内容

- (1)土壌調査に関する指導
- (2)汚染している土地の管理に関する指導
- (3)汚染土壌の適正処理に関する指導
- (4)地下水質調査の実施

3 事業の現状及び課題

- (1)土壌汚染対策法に基づく県内(鳥取市内を除く。)の要措置区域及び形質変更時 要届出区域の指定はない(平成25年度末現在)。
- (2)土壌汚染対策法に基づく県内(鳥取市内を除く。)の汚染土壌処理業の許可はな い(平成25年度末現在)。

実績

平成26年度実績

・土壌調査に関する指導を行い、また、地下水質調査により土壌汚染若しくは地下水汚染の原因調査 等を実施した。

連絡先

生活環境部 水・大気環境課 水環境保全室 電話0857-26-7197

参考URL

水・大気環境課のwebサイトより

「水・大気環境課」

- 4 安全で安心してくらせる生活環境の実現 4-1 大気・水・土壌環境の保全と地下水の適正管理
- 17 ISO17025認定維持及び精度管理事業

施策

1 事業の目的

〇平成18年3月に取得した試験所認定の国際規格ISO17025の維持を継続し、試 験検査精度の信頼性の確保と向上を図る。

OISO17025認定対象外の試験についても、品質管理システムを導入することで、継続して信頼性の高い行政検査結果を提供できる体制を構築し、システムを改善しなが ら検査結果の品質向上と検査技術の強化を図る。

OISO17025認定検査機関としてのノウハウを生かし、県内検査機関の分析技術及 び精度向上のための支援を行う。

2 事業の内容

(1)ISO17025認定維持

認定審査の受審、教育訓練及び精度管理(研修、技能試験の受講)の実施(2)行政検査における内部品質管理の推進と検査技術強化 検査担当者の技能向上を図るための研修プログラムの作成、導入 新たな検査方法の検証試験と標準作業書の整備 標準作業書に基づく検査の実施と検査結果の評価・業務管理

(3)県内試験検査機関制度管理支援 技術研修会の開催、技術相談及び指導、精度管理試験

3 事業の現状及び課題

〇平成17年度に認定を取得して以降、品質システムや体制等の見直しを改善を行 い、また、研修や技能試験の実施等を行いながら、当所の検査精度の向上に努めてき た。

OISO17025認定範囲以外の試験についても、検査手順書の整備等を進め、ISO1 7025に準拠した品質管理の実施に向けて作業を進めている。

実績

(1)ISO17025の登録を継続するための維持審査を受審し、認定継続可と判定された。 (2)県内の民間検査機関等からのマニュアルや分析技術に関する相談に対し、助言等を行った。 環境分野の検査機関5機関に対し、精度管理技能試験を実施した。

生活環境部 衛生環境研究所 企画調整室 電話0858-35-5411

参考URL

鳥取県衛生環境研究所のwebサイトより 「衛生環境研究所」

- 4 安全で安心してくらせる生活環境の実現 4-1 大気・水・土壌環境の保全と地下水の適正管理
- 18 水道水源等監視指導事業

施策

1事業の目的

将来にわたり水道水の安全性を確保する。

2 事業の内容

- (1)水道施設の適正管理のため監視指導を実施。
- (2)衛生環境研究所における水質検査方法について妥当性評価を実施。
- (3)水道水質検査機関を対象に精度管理を実施。

3 事業の現状及び課題

県内の水道事業等の状況(平成25年3月31日現在)

上水道事業数:14 簡易水道事業数:196 専用水道施設数:38

実績

平成26年度実績

- 1)県内139施設(対象全施設数209)に対し、監視指導を行った。 (2)水質基準項目及び管理項目(4項目)について妥当性評価を行った。 (3)水質基準項目「クロロ酢酸」「ジクロロ酢酸」「トリクロロ酢酸」について分析機関の精度管理を実施 した。(参加4機関)

連絡先

生活環境部 水・大気環境課 上下水道担当 電話0857-26-7402

参考URL

鳥取県水・大気環境課のwebサイトより 「水道」

- 4 安全で安心してくらせる生活環境の実現 4-1 大気・水・土壌環境の保全と地下水の適正管理
- 19 公害苦情相談窓口の設置

施策

1事業の目的

身近な公害問題で県民が困ったときのため苦情相談窓口を設置し、相談の受付その処理にあたることで、安全・安心に暮らせる生活環境の実現に資する。

2 事業の内容

公害苦情相談窓口を設置し、苦情者から相談を受付、その処理にあたる。(各市町村担当部署、東部生活環境事務所、中部・西部総合事務所生活環境局)

3 事業の現状及び課題

平成25年度公害苦情相談件数 417件

実績

__平成26年度公害苦情相談件数 471件(前年度から54件増)

[内訳]

- •典型7公害 280件
- ・典型7公害以外が191件

※典型7公害のうち、件数が最も多かったのは大気汚染の102件で、典型7公害以外では、 廃棄物投棄の140件だった。

連絡先

生活環境部 環境立県推進課 環境イニシアティブ担当 電話0857-26-7205

参考URL

鳥取県環境立県推進課のwebサイトより 「苦情相談窓口の設置」

- 4 安全で安心してくらせる生活環境の実現 4-1 大気・水・土壌環境の保全と地下水の適正管理
- 20 公害紛争処理制度

施策

1 事業の目的

県内で発生した公害紛争について、あっせん、調停及び仲裁を行い、その迅速かつ適 正な解決を図る。

2 事業の内容

- (1)公害審査委員候補者の委嘱
- (2)あっせん・調停・仲裁を行う委員会等を設置し、問題の解決にあたる。

3 事業の現状及び課題

- (1)公害に係る紛争について、迅速かつ適正な解決を図ることを目的として、公害紛争処理法により設けられた、あっせん・調停・仲裁等を行うための制度であり、本県では、法律分野・公衆衛生医療分野・産業技術分野等の専門家からなる公害審査委員候補者を9名委嘱している。
- (2)公害トラブルの対立が激しいときや公害を発生させている人がなかなか対策をとってくれないときの対応として、申請に応じて、あっせん・調停・仲裁を行う委員会等を設置し、公害紛争の解決を図っている。

実績

平成26年度は、前年度から係属中の公害調停案件が1件あり、紛争の解決を図るため、調停期日と調停委員会を各2回開催した。

連絡先

生活環境部環境立県推進課 環境イニシアティブ担当 電話0857-26-7205

参考URL

鳥取県環境立県推進課のwebサイトより 「公害紛争処理制度」

- 4 安全で安心してくらせる生活環境の実現 4-2 環境汚染化学物質の適正管理
- 01 環境汚染化学物質対策事業

施策

1事業の目的

化学物質による環境汚染、生態系への影響を防止するため、一般環境中における環境汚染化学物質(ダイオキシン類、環境ホルモン等)について実態を把握する。 また、ダイオキシン類発生源施設の適正管理指導等を行い、排出抑制対策等を進める。

2 事業の内容

(1)近年、身の回りで、数多くの化学物質が使用されており、化学物質による環境汚染、さらには、人体、生態系への悪影響が懸念され、県民の関心が高まっている。 (2)特に、廃棄物焼却場等からのダイオキシン類による環境汚染問題を契機に、平成11年に「ダイオキシン類対策特別措置法」が制定されるなど、低濃度の化学物質による生態系への悪影響、いわゆる内分泌かく乱化学物質(環境ホルモン)が問題となっている。

3 事業の現状及び課題

- (1)ダイオキシン類対策事業
- 〇常時監視

ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、一般環境中のダイオキシン類濃度調査を 実施。

- ·調査地点:大気4地点、水質·底質25地点、地下水9地点、土壌15地点
- 〇特定施設の立入検査

ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、特定施設へ立ち入り、構造・管理状況等を確認・指導を行う。また、立入検査の一環として、排出ガス・排出水中のダイオキシン類濃度の測定を行い、排出基準の適否を確認・指導。

- 検査件数:排出ガス15施設、排出水2施設
- (2)環境ホルモン濃度調査事業

内分泌かく乱作用が疑われる物質(環境ホルモン)について、県内の水域(河川・湖沼・海域)中の濃度調査を実施し、汚染実態を把握。

(3)化学物質環境実態調査事業

一般環境中における化学物質の残留状況を把握するため、天神川のカワウ、中海のスズキ中に含まれる農薬等について調査を実施。(環境省委託事業)

実績

I ダイオキシン類対策事業

- ○常時監視
- 1 調査期間

平成26年4月~平成27年2月

- 2 調査地点数
- (1)大気: 4地点…年4回
- (2)水質·底質:17地点(河川:7、湖沼:5、海域:5)…年1回 8地点(河川)…年3~5回
- (3)地下水: 9地点…年1回
- (4)土壌:15地点(一般環境土壌:7地点、発生源周辺土壌:8地点)…年1回
- 3 測定結果の概要

測定結果は表1のとおりであり、すべての項目、地点で環境基準を達成しました。 また、平均値については、全国調査の平均値と同程度もしくは下回る値となりました。 表1 ダイオキシン類測定結果

調査区分			測定結果			平成25年度全国			環境基準
		平均	最小	最大	平均	最小	最大		
大気(一般環境)		0.014	0.013	0.015	0.023	0.0029	0.20	0.6	
公共用水坑	或	水質	0.15	0.025	0.36	0.19	0.013	3.2	1
		底質	3.8	0.068	23	6.7	0.056	640	150
地下水			0.032	0.015	0.053	0.26	0.011	110	1
土壌		一般環境	0.45	0.0046	1.1	2.2	0	110	1,000
	発	生源周辺	1.7	0.063	10	7.0	0	230	1,000

表2 大気のダイオキシン類濃度(pg-TEQ/m³)

X 2 / (N/2) 14 (4 + /////// N/K/X (Po 12 4/ III /						
測定地点	5月	8月	11月	1月	年間平均値	
鳥取保健所(鳥取市)	0.013	0.010	0.019	0.016	0.015	
倉吉保健所(倉吉市)	0.017	0.0096	0.013	0.012	0.013	
米子保健所(米子市)	0.014	0.012	0.013	0.012	0.013	
境港市役所(境港市)	0.018	0.0096	0.014	0.016	0.014	
	0.6 以下					

表3 公共用水域(水質・底質)のダイオキシン類濃度(水質 pg-TEQ/L 底質 pg-TEQ/g)

	表3 公共用水域(水質・底質)のダイオキシン類濃度(水質 pg-TEQ/L 底質 pg-TEQ/g)						
	測 定 地 点	水質	底質(最大値~最小値)				
	千代川 市瀬	0.050	0.092				
	天神川 穴鴨	0.025	0.088				
	日野川 生山	0.071	0.068				
	塩見川 細川	0.18	5.2				
	勝部川 青谷	0.16	0.17				
河	阿弥陀川 所子	0.025	0.76				
1,1	旧加茂川 灘町橋	0.083	23				
	塩川 本流上流部	0.17	$2.7(2.2\sim3.4)$				
JII	塩川 本流中流部合流前	0.31	$5.0(3.6\sim7.2)$				
/ '	塩川 支流中流部合流前	0.26	$2.8(2.4\sim3.1)$				
	塩川 支流上流部	0.080	$2.4(1.9\sim3.5)$				
	塩川 塩川橋100m上流	0.28	$3.6(1.8\sim7.3)$				
	塩川 塩川橋	0.31	$1.7(1.7\sim1.8)$				
	塩川 支流中流部	0.18	$2.2(1.5\sim3.1)$				
	塩川 本流中流部合流後	0.32	$2.3(2.1\sim2.4)$				
	湖山池 松原地先	0.34	17				
湖	東郷池 野花地先	0.36	13				
	中 海 境水道中央部	0.080	1.2				
	中 海 葭津地先	0.070	18				
	中 海 米子湾中央部						
沼		0.090	15				
	日本海 鳥取市福部町湯山地先1km	0.052	0.074				
海	日本海 北栄町大谷地先1km	0.052	0.33				
	美保湾 境港市福定町地先沖合1km	0.059	3.4				
	美保湾 日野川河口西方2kmの米子市皆						
域	生地先0.5km	0.070	0.20				
	美保湾 日野川河口地先北東方1km	0.046	0.26				
	環境基準	1以下	150以下				

表4 地下水のダイオキシン類濃度(pg-TEQ/L)

衣4 地下がツグイオインン類仮及 (pg-1cQ/L)	
測定地点	測定結果
(旧河原町) 稲常浄水場 水源取水井戸	0.038
(智頭町)上水道第2水源地	0.053
(旧船岡町)船岡第2水源地	0.032

(三朝町)加茂保育所	0.019
(旧泊村)石脇水源地 No.1	0.018
(旧東伯町) やばせことも園	0.015
(米子市) 鳥取県立喜多原学園	0.048
(日吉津村)日吉津村 個人所有井戸	0.015
(旧溝口町) 福岡水源地	0.047
環 境 基 準	1 以下

表5 十壌(一般環境)のダイオキシン類濃度(pg-TEQ/g)

測定地点	測定結果
(旧河原町) 鳥取市立散岐小学校	0.0046
(岩美町)岩美町立浦富保育所	0.97
(智頭町) 旧土師小学校	0.064
(倉吉市) 倉吉市立河北中学校	1.1
(米子市)県立米子養護学校グラウンド	0.012
(旧中山町)旧逢坂小学校グラウンド	0.96
(日南町)多里地域振興センター(旧多里小学校)グラウンド	0.052
環 境 基 準	1,000 以下

表6 土壌(発生源周辺)のダイオキシン類濃度(pg-TEQ/g)

測定地点(発生源)	測定結果
鳥取市下段公園(鳥取市神谷清掃工場)	0.063
鳥取市上段広場(中谷壽江)	0.20
県立倉吉総合産業高等学校(第1グラウンド)(ほうきリサイクルセンター)	0.40
米子市立弓ヶ浜小学校(米子市クリーンセンター)	0.71
プラザ児童公園(南部町・伯耆町クリーンセンター)	10
夕陽の丘神田(大山町名和クリーンセンター)	0.45
町立二部公民館(伯耆町清掃センター)	0.71
佐陀新田公民館(白浜浄化場)	1.2
環境基準	1,000 以下

【参考】

● ダイオキシン類に係る環境基準

ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壌の汚染に係る環境上の条件につき人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準。

- 1 pg(ピコグラム)は、1兆分の1グラム。
- TEQ(Toxic Equivalent:毒性当量)

ダイオキシン類は種類によって毒性が異なるので、最も毒性の強いダイオキシン (2,3,7,8-TCDD) の毒性を1として、他のダイオキシン類の毒性の強さを換算して、合計した値で評価する。この場合に「TEQ」という単位が使われる。

● ダイオキシン類対策特別措置法(平成11年7月16日法律第105号)【抜粋】

第26条 都道府県知事は、当該都道府県の区域に係る大気、水質(水底の底質を含む。以下同じ。)及び土壌のダイオキシン類による汚染の状況を常時監視しなければならない。

○特定施設の立入検査

1 検査対象施設

ダイオキシン類対策特別措置法第2条に規定される「特定施設」のうち、大気排出基準適用施設15施設及び水質排出基準適用事業場2事業場

2 期間

平成26年9月~平成27年2月

- 3 検査結果の概要
- (1)大気排出基準適用施設

検査を実施した15施設すべて排出基準を満たしていた。

(2)水質排出基準適用事業場

検査を実施した2事業場すべて排出基準を満たしていた。

Ⅱ 環境ホルモン濃度調査事業

内分泌かく乱作用が疑われる物質(環境ホルモン)について、県内の水域(河川・湖沼・海域)中の濃度調査を実施し、汚染実態を把握。

Ⅲ 化学物質環境実態調査事業

一般環境中における化学物質の残留状況を把握するため、中海のスズキ及び天神川のカワウ中に含まれる農薬等について調査を実施。(環境省委託事業)

連絡先

生活環境部 水・大気環境課 大気担当 電話0857-26-7206

参考URL

水・大気環境課webサイトより 「ダイオキシン」

http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=20423

水・大気環境課webサイトより 「環境ホルモン」

- 4 安全で安心してくらせる生活環境の実現 4-2 環境汚染化学物質の適正管理
- 02 化学物質管理促進事業

施策

1事業の目的

県内で使用される化学物質の環境への排出量、移動量を把握し、とりまとめて公表 (情報提供)することで、事業者による自主的な化学物質の管理の改善を促進し環境 の保全を図る。

また、事業者・行政・県民等が、化学物質に関する情報を共有し、化学物質の環境リ スクの削減を目指す。

2 事業の内容

(1)近年、身の回りでは、数多くの化学物質が使用されており、化学物質による環境汚 染、さらには、人体、生態系への悪影響が懸念され、県民の関心が高まっている。 (2)平成11年7月には「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善 の促進に関する法律」(PRTR法)が制定され、特定化学物質を使用する一定の要件 に該当する事業者は、毎年度、環境への排出量や廃棄物に含まれての移動量を把握 して国へ届け出ることとされた。

※PRTR法施行令の一部を改正する法令が平成20年11月21日付けで公布され、

届出対象物質等が変更された。(平成21年10月1日一部施行) また、国は届け出られたデータの集計を行うとともに、届出対象以外の排出量の推計及び集計を行い公表することとされている。

3 事業の現状及び課題

(1)届出書の受理

PRTR法による事業者からの届出書を受理し、国へ送付。

未届け事業者等に届出を促す等、県内の化学物質の使用実態の把握に努める。

(2)集計結果の公表

国が集計・公表したデータを活用して、県内のニーズに応じた集計・公表に努め、県 民の化学物質に対する理解を促進。

実績

平成26年度報告分(平成25年度分)として258件の届出があった。

提出先	計(平成25年度)			
1定五元		紙	電子	FD
国土交通大臣	18	1	17	
文部科学大臣	2		2	
環境大臣	17	10	7	
経済産業大臣	217	64	153	
農林水産大臣	2	1	1	
防衛大臣	2	2		
合 計	258	78	180	

連絡先

生活環境部 水・大気環境課 大気担当 電話0857-26-7206

参考URL

水・大気環境課webサイトより [PRTR]

- 4 安全で安心してくらせる生活環境の実現 4-3 境影響評価の推進
- 01 環境影響評価制度

施策

1事業の目的

環境影響評価制度は、規模が大きく環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業の内容を決めるに当たって、それが環境にどのような影響を及ぼすかについて、あらかじめ事業者自らが調査・予測・評価を行い、その結果を公表して一般の方々、地方公共団体などから意見を聴き、それらを踏まえて環境の保全の観点からよりよい事業計画を作り上げていこうという制度。

本制度の適正な実施を確保する「環境影響評価法」及び「鳥取県環境影響評価条例」に基づき適正な運用を図る。

2 事業の内容

大規模開発事業等の実施に伴い、事業者が行う「環境影響評価」に対し、環境影響評価法及び鳥取県環境影響評価条例に基づき、適切な指導・助言の実施

- (1)鳥取県環境影響評価審査会の開催
- ・配慮書、方法書、準備書、評価書等に対する知事意見を述べる際、「鳥取県環境影響評価審査会」を開催し、専門家の意見を聴取
- (2)条例対象事業の審査・検討

3 事業の現状及び課題

【個別案件】

〇現在、環境影響評価条例(以下、「条例」という。)に基づき、「鳥取県東部広域行政管理組合可燃物処理施設整備事業(仮称)」(一般廃棄物焼却施設)の手続中であり、条例第24項第2項に基づき「環境保全の見地の修正の必要が認められない」旨の通知を行ったところ。<平成26年3月末現在>

ただし、施設の処理方式等の詳細が未決定であり、決定後の環境影響に関する検証(提出済み評価書との比較)・周知が必要(評価書に実施する旨が記載。県通知でも指示済み)。

実績

平成26年度は審査案件がなく、審査会を開催しなかった。

連絡先

生活環境部 環境立県推進課 環境イニシアティブ担当 電話0857-26-7876

参考URL

鳥取県環境立県推進課のwebサイトより 「環境影響評価に関すること」

- 4 安全で安心してくらせる生活環境の実現 4-4 北東アジア地域と連携した環境保全の推進
- 01 北東アジア地方政府環境保護機関実務者協議会参加事業

施策

1 事業の目的

平成19年10月31日に鳥取県で開催された第12回北東アジア地域国際交流・協力地 方政府サミットで合意した「環境交流宣言」を実効あるものにするため、サミット参加地 域(韓国江原道、中国吉林省、ロシア沿海地方、モンゴル中央県、鳥取県)が連携し、 地球環境の保全に貢献する。

●「環境交流宣言」の概要

- 1 環境問題は、サミット参加地域の持続的発展を考える上で極めて重要であるととも に、地球規模での対応が必要であることを認識し、各地域が連携して地球混暖化防止 など環境問題の解決に率先して取り組んでいきます。
- 2 各地域が連携して、子どもたちの環境教育の一層の推進を図っていきます。3 次の共通課題に対応するための協議組織を構成して情報交換や広報のあり方等 について検討することとし、各地域はこれに積極的に参加するとともに、各国中央政府 に対しても協力を呼びかけていきます。
 - ・砂漠化の防止及び黄砂による各種影響の軽減
 - ラムサール条約登録湿地等水域の環境保全と賢明利用
 - 渡り鳥など広域的な生態系の保全
 - ・海洋生物資源の適切な保護、海の砂漠化の防止に向けた国際協力の強化

2 事業の内容

各地域の環境情報を共有し、共同して各種調査や研究に関するネットワークを構築す る。

3 事業の現状及び課題

・平成25年10月にロシア沿海地方において「自然に対する配慮した姿勢を作り上げる 手段となる環境文化」を主題発表テーマにした協議会に参加。 鳥取県からは、最新の環境政策の概要や民間活動・環境教育の支援、北東アジア交 流等の概要について発表した。またPM2. 5について、地域共通の課題としての認 識、対策実施に向けた情報交換等の取組を呼びかけた

意見交換では、各地域に関係する環境問題への対応のためには相互協力が必要で あることを認識するとともに、各地域の環境問題の現状と取組状況について情報交換 していくことを確認した。

実績

・第12回北東アジア地域国際交流・協力地方政府サミット(平成19年10月)で採択された「環境 交流宣言」に基づき、平成26年7月にモンゴル(ウランバートル市)で開催された「第7回北東アジア環境保護機関実務者協議会」に参加。

・今回の主テーマである「砂漠化対処と緑の地球を守るために共に取り組もう」について、各地域の取組 状況と課題について共通認識を図った。

連絡先

生活環境部 環境立県推進課 環境イニシアティブ担当 電話0857-26-7205

参考URL

- 4 安全で安心してくらせる生活環境の実現 4-4 北東アジア地域と連携した環境保全の推進
- 02 第10回鳥取県・江原道環境衛生学会

施策

1事業の目的

平成13年8月に締結した「鳥取県と江原道との環境分野における学術交流に関する 覚書」に基づき、鳥取県衛生環境研究所及び江原道保健環境研究所の研究員並びに 環境衛生分野の関係者が一堂に会して、両地域の環境衛生分野の調査研究につい て発表、討議し、その成果を両地域の学術交流の推進と施策へ反映させる。

2 事業の内容

- 〇開催予定月:平成26年11月
- 〇場所:韓国江原道
- 〇参加者:約80名を予定
 - •基調講演
- ∙調査研究発表

環境分野 鳥取県、江原道が1題ずつ 衛生分野 鳥取県、江原道が1題ずつ

- ・総合討論、学会まとめ
- •意見交換会

3 事業の現状及び課題

平成13年に第1回の学会を開催し、これまでに計9回の学会を開催した。鳥取県と 江原道で交互に開催し、学術交流を深めている。

実績

- 1 開催日:平成26年11月5日(水)
- 2 場所:韓国江原道保健環境研究院
- 3 参加者:約60名

(鳥取県関係 8名、江原道保健環境研究院関係 約52名)

- 4 概要:鳥取県衛生環境研究所と江原道保健環境研究院の研究員が一堂に会し、 両院が行う調査研究についての発表、討議及び両地域の抱える衛生環境 分野の 諸課題について活発な意見交換が行われた。
 - 〇特別講演

「韓国の河川と湖水生態系の健康性危害要因」 江原大学環境科学科 教授 金 凡徹(キム・ボムチョル)

〇研究発表(環境分野)

「一般廃棄物焼却灰のエージングによる無害化に関する研究」 鳥取県衛生環境研究所 リサイクルチーム 主任研究員 成岡 朋弘

「薬泗川生態河川復元による水質改善効果の評価」 江原道保健環境研究院 水系調査課 研究士 李 奭鍾(イ・ソクジョン)

〇研究発表(衛生分野)

「鳥取県における風疹患者発生状況について」 鳥取県衛生環境研究所 保健衛生室 研究員 加藤 喜幸 「江原地域住民のA型肝炎免疫度調査研究」 江原道保健環境研究院 感染疫学科 研究士 李 銀景(イ・ウンギョン)

連絡先

生活環境部 衛生環境研究所 企画調整室 電話0858-35-5411

参考URL

鳥取県衛生環境研究所のwebサイトより 「鳥取県衛生環境研究所」